

令和8年6月1日

保護者様

京都市立市原野小学校
校長 岩井 輝康

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

令和8年5月29日より、新たな防災気象情報の運用が開始されました。それに伴いまして、本校においては、台風等により「京都南部」又は「京都・亀岡」地域に「特別警報」、又は「暴風警報」等が発表された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

登校前に発表された場合、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合…5校時（13時35分）から始業（給食は中止）
- ・午前0時現在、特別警報発表中の場合…臨時休業

2 暴風警報について

登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前 7時までに解除になった場合… 平常授業
- ・午前 9時までに解除になった場合… 3校時（10時40分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合… 5校時（13時35分）から始業<給食は中止>
- ・午前11時現在、警報発表中の場合…臨時休業

○ 在校中に特別警報や暴風警報が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。その後、時間帯を考慮し、可能な限り早い段階で「保護者への引き渡し」または「一斉下校」「学校待機」等の判断をします。その際、すぐ一斉配信にて連絡いたします。（不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くこともあります。緊急時の連絡先番号により、連絡が取れる用意しておいてください。）

○ 氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合について

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、すぐ一斉配信で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

○ 水害・土砂災害による避難指示等が発令された場合について

校区内の学区に水害・土砂災害の避難指示等が発令された場合は、臨時休校等の措置を取ります。その際の基準は、暴風警報が発表された場合に準ずるものとします。